

第3期横浜市港南区民文化センター

指定管理者選定評価委員会選定報告書

平成27年8月

1 経緯

第3期横浜市港南区民文化センターの指定管理者の選定にあたり、「横浜市港南区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱（以下、「要綱」という）」に基づき、横浜市港南区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という）は、応募団体から提出された提案書類の審査や面接を行ってまいりました。

このたび、選定評価委員会により指定候補者を選定しましたので、要綱第10条に基づき、ここに選定結果を報告します。

2 横浜市港南区民文化センター指定管理者選定評価委員会委員

委員長 名和田 是彦（法政大学 教授）

委員 小野 かつよ（港南区「街の先生」の会 会長）

北村 英治（東京地方税理士会横浜南支部 税理士）

笹井 宏益（文部科学省国立教育政策研究所）

松本 公子（港南区ひまわり管弦楽団 前事務局長）

3 指定候補者選定の経過

項目	日時
第3期横浜市港南区民文化センター指定管理者第1回選定評価委員会（応募書類・選定方法など）	平成27年4月17日（金）
公募要項の配布期間	平成27年4月30日（木）～平成27年6月26日（金）
応募者説明会及び現地見学会	平成27年5月12日（火）
公募要項等に関する質問受付	平成27年5月15日（金）～平成27年5月22日（金）
公募要項に関する質問回答	平成27年6月5日（金）
応募書類の受付	平成27年6月25日（金）～平成27年6月26日（金）
第3期横浜市港南区民文化センター指定管理者第2回選定評価委員会（面接審査・審議）	平成27年7月10日（金）

4 選定にあたっての考え方

横浜市港南区民文化センター指定管理者選定評価委員会では、「横浜市港南区民文化センター指定管理者公募要項」において、あらかじめ定めた評価基準項目に従い、書類審査及び団体への面接審査により、総合的に審査・選定を行いました。

なお、評価点については各選定委員が205点を持ち点とし、評価項目ごとに評価し、その合計点を、団体の獲得点数としました。

5 選定評価項目及び配点

項 目	主な審査の視点	配点
1 団体の状況		20
団体の状況（財務状況含む） （様式 9、10、11 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ※団体の実績は、採点の対象外 ・事業収益性、経営安定性、借入余裕度等が健全であるか 	10
既存指定管理者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・同施設の既存指定管理者にあつては、管理運営状況が良好であったか。（-10 点～+10 点） 	10
2 指定管理業務実施にあつての基本的な方針		20
(1) 市の文化政策等への見解、応募理由 （様式 12、13 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解したもののか。また、公益性の高いものか。 ・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか 	10
(2) 基本的方針（ビジョン・ミッション含む） （様式 14 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針が、「目指す姿・果たす役割」に適合したものであるか ・ビジョン・ミッションは明確で、妥当か 	10
3 職員配置・育成		20
職員の確保、配置及び育成 （様式 15、16 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準で定めた「期待する役割」を果たせるか） ・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。確実に採用される見込みが高いか ・スタッフの育成に関する考え方が適切か ・館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか 	20
4 事業計画（調査、企画、実施） ※自主事業を含む		50
(1) 文化芸術の鑑賞、創作活動の機会の提供 及び 地域コミュニティの形成・社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の推進 （様式 17、18 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の基準に沿った計画となっているか ・計画が具体的であり、事業対象、実施方法等が適切か ・発信性のある計画が含まれているか（単に著名人に頼る企画となっていないか） ・区民に文化芸術の多様な世界を提示する計画が含まれているか ・共催事業への取組みは適切か ・区民向け講座の実施対象、実施内容等が適切か ・芸術文化教育プラットフォームへの参加の考え方は適切か ・単なるイベントとしてではなく、文化芸術の特性を理解した提案となっているか ・地域コミュニティの形成に具体的につながるか ・社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の推進に具体的につながるか 	20
(2) 市民協働、市民主体の活動の支援、地域人財育成 及び 文化的commons形成の牽引 （様式 19、20 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の基準に沿った計画となっているか ・計画が具体的であり、事業対象、実施方法等が適切か ・区民とともに歩む姿勢が表れているか ・地域の課題を踏まえた地域人財の育成の計画になっているか ・地域人財育成の対象や方法は適切か・業務の基準に沿った計画となっているか ・計画が具体的であり、事業対象、実施方法等が適切か ・文化的commonsの形成に具体的につながるか ・文化施設が地域における社会的機能を担う存在であることを理解した提案となっているか 	10

	(3) 広報・プロモーション活動、情報提供 (様式 22 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・館の催しの広報についての取組は適切か ・館を利用する団体についての情報収集及び情報提供の取組は適切か ・ICT等を活用したプロモーション活動は積極的で適切か 	15
	(4) アイデア・ノウハウの一層の活用 (様式 23 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の「目指す姿・果たす役割」に照らして妥当であるか、実現が可能か ・市民理解が得られる公益性のある提案内容か 	5
5	施設の運営		35
	(1) 貸出業務への取組 (様式 24 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館の考え方が適切か ・安定した貸出業務や諸室の利用率が高まる工夫がされているか ・新規の利用者が増える工夫がされているか ・利用率の目標とする指標が適切か ・窓口サービス、相談、案内、情報提供の考え方が適切か 	25
	(2) 要望・苦情への対応 (様式 25 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか 	10
6	施設の管理		30
	(1) 施設及び設備の維持保全及び管理並びに小破修繕への取組 (様式 26、27 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）をする方針であるか、また、適切かつ積極的な修繕をする方針であるか 	15
	(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応・感染症対策等衛生管理 (様式 28 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事件・事故の防止体制が適切か。 ・事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か 	5
	(3) 防災に対する取組 (様式 29 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市、及び区防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか ・日常的な地域と連携した取組みとなっているか 	5
	(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組 (様式 30 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の取組（事務処理ミス対策含む）に具体性があるか。情報公開への取組みが適切であるか ・市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組みとなっているか ・その他、市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか 	5
7	収支計画及び指定管理料		30
	(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え (様式 31 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか 	10
	(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力 (様式 32 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか ・経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か 	10
	(3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む） (様式 33 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか 	10
合 計		195 （既存指定管理者以外の団体の場合） 205 （既存指定管理者の場合）	

6 応募団体

京急グループ共同企業体

7 選定結果

選定委員会において、提案書類及び面接審査の内容を総合的に審査した結果、次の団体を、指定候補者に選定しました。

指定候補者： 京急グループ共同企業体

8 評価点

別紙のとおり

9 委員の主な意見

- ・ 文化的コモンズとしての位置づけを自覚し、アウトリーチ活動に活発に取り組んでおり大変いい方向に向かっている。
- ・ 地区センターとの連携を目指して意欲的な試みをしており、今後5年間の発展が楽しみである。
- ・ 民間的な良さを生かして文化的専門人や区民の文化「プロデューサー」を育てている。
- ・ ホール、音楽ルームなど平日利用が少ない時の対処工夫が見られた。
- ・ 事業の方向性がしっかり見えたように感じた。
- ・ 今までの実績を土台に、地域を見据えた共同事業を頑張っていたいただきたい。
- ・ 施設の維持管理については特に目新しいものは感じられない。

第3期港南区民文化センター指定管理者
 評点集計表

団体名		京急グループ共同企業体	
項目	主な審査の視点	配点(満点)	評点 (委員5名 合計)
1 団体の状況			
(1)団体の状況(財務状況含む)(様式9、10、11等)	・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ※団体の実績は、採点の対象外 ・事業収益性、経営安定性、借入余裕度等が健全であるか	10 (50)	46
(2)既存指定管理者の状況	・同施設の既存指定管理者にあたっては、管理運営状況が良好であったか	10 (50)	45
2 指定管理業務にあたっての基本的な方針			
(1)市の文化政策等への見解、応募理由(様式12、13等)	・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解したものであるか。また、公益性の高いものか。 ・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか	10 (50)	48
(2)基本方針(ビジョン・ミッション含む)(様式14等)	・基本方針が、「目指す姿・果たす役割」に適合したものであるか ・ビジョン・ミッションは明確で、妥当か	10 (50)	46
3 職員配置・育成			
職員の確保、配置及び育成(様式15、16等)	・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか(業務の基準で定めた「期待する役割」を果たせるか) ・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。確実に採用される見込みが高いか ・スタッフの育成に関する考え方が適切か ・館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか	20 (100)	84
4 事業計画(調査、企画、実施)※自主事業を含む			
(1)文化芸術の鑑賞、創作活動の機会の提供及び地域コミュニティの形成・社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の推進(様式17、18等)	・業務の基準に沿った計画となっているか ・計画が具体的であり、事業対象、実施方法等が適切か ・発信性のある計画が含まれているか(単に著名人に頼る企画となっていないか) ・区民に文化芸術の多様な世界を提示する計画が含まれているか ・共催事業への取組みは適切か ・区民向け講座の実施対象、実施内容等が適切か ・芸術文化教育プラットフォームへの参加の考え方は適切か ・単なるイベントとしてではなく、文化芸術の特性を理解した提案となっているか ・地域コミュニティの形成に具体的につながるか ・社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の推進に具体的につながるか	20 (100)	96
(2)市民協働、市民主体の活動の支援、地域人財育成及び文化的コモンズ形成の牽引(様式19、20等)	・業務の基準に沿った計画となっているか ・計画が具体的であり、事業対象、実施方法等が適切か ・区民とともに歩む姿勢が表れているか ・地域の課題を踏まえた地域人財の育成の計画になっているか ・地域人財育成の対象や方法は適切か・業務の基準に沿った計画となっているか ・計画が具体的であり、事業対象、実施方法等が適切か ・文化的コモンズの形成に具体的につながるか ・文化施設が地域における社会的機能を担う存在であることを理解した提案となっているか	10 (50)	44
(3)広報・プロモーション活動、情報提供(様式22等)	・館の催しの広報についての取組は適切か ・館を利用する団体についての情報収集及び情報提供の取組は適切か ・ICT等を活用したプロモーション活動は積極的に適切か	15 (75)	69
(4)アイデア・ノウハウの一層の活用(様式23等)	・施設の「目指す姿・果たす役割」に照らして妥当であるか、実現が可能か ・市民理解が得られる公益性のある提案内容か	5 (25)	21
5 施設の運営			
(1)貸出業務への取組(様式24等)	・貸館の考え方が適切か ・安定した貸出業務や諸室の利用率が高まる工夫がされているか ・新規の利用者が増える工夫がされているか ・利用率の目標とする指標が適切か ・窓口サービス、相談、案内、情報提供の考え方が適切か	25 (125)	105
(2)要望・苦情への対応(様式25等)	・利用者の要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか	10 (50)	40
6 施設の管理			
(1)施設及び設備の維持保全及び管理並びに小破修繕への取組(様式26、27等)	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検など)をする方針であるか、また、適切かつ積極的な修繕をする方針であるか	15 (75)	63
(2)事故防止体制・緊急時(防犯)の対応・感染症対策等衛生管理(様式28等)	・事件・事故の防止体制が適切か。 ・事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か	5 (25)	19
(3)防災に対する取組(様式29等)	・市、及び区防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか ・日常的な地域と連携した取組みとなっているか	5 (25)	20
(4)個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組(様式30等)	・個人情報保護の取組(事務処理ミス対策含む)に具体性があるか。情報公開への取組みが適切であるか ・市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組みとなっているか ・その他、市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか	5 (25)	19
7 収支計画及び指定管理料			
(1)利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え(様式31等)	・利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか	10 (50)	42
(2)指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力(様式32等)	・指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか ・経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か	10 (50)	42
(3)5年間の収支及び収支バランス(指定管理料の提案含む)(様式33等)	・利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか	10 (50)	38
合計	195(既存指定管理者以外の団体の場合) 205(既存指定管理者の場合)	205 (1025)	887